

広島県告示第七百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	
平成二十七年広島県告示第二百四十九号		広島県広島市安佐南区八木三丁目及び同市安佐南区緑井町八丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
緑井八丁目三五（五六七四） 八木三丁目二六（五六〇三）	急傾斜地の崩壊	緑井八丁目三五（五六七四） 八木三丁目二六（五六〇三）	急傾斜地の崩壊